

一般社団法人日本地質学会各賞選考規則

(目的)

1. 本規則は、一般社団法人日本地質学会（以下地質学会という）運営規則第 16 条 3 項に基づき地質学会の各賞選考に関する手続きを定める。

(選考)

2. 各賞の選考は、理事会のもとにおかれる各賞選考委員会が行う。各賞選考委員会については別途定める。

(各賞の選考対象および応募方法等)

3. 日本地質学会賞の選考対象および応募方法は次のとおりとする。
 - 1) 対象：正会員および名誉会員。ただし、過去において本賞を受けていない者。
 - 2) 応募方法：正会員、名誉会員、支部および専門部会による推薦。自薦も可とする。所定の様式による。
4. 日本地質学会功績賞の選考対象および応募方法は次のとおりとする。
 - 1) 対象：正会員および名誉会員。ただし過去において本賞を受けていない者。
 - 2) 応募方法：正会員、名誉会員、支部および専門部会による推薦。自薦も可とする。所定の様式による。
5. 日本地質学会都城秋穂賞の選考対象および応募方法等は次のとおりとする。
 - 1) 対象：正会員および非会員。ただし、過去において本賞を受けていない者。
 - 2) 応募方法：正会員、名誉会員、支部および専門部会による推薦。所定の様式による。
 - 3) 日本地質学会都城秋穂賞の授与は毎年度 1 名以内とする。
6. 日本地質学会 H. E. ナウマン賞の選考対象および応募方法は次のとおりとする。
 - 1) 対象：募集開始年の 9 月末日で満 50 歳未満の正会員。ただし、過去において本賞を受けていない者。
 - 2) 応募方法：正会員、名誉会員および専門部会による推薦。自薦も可とする。所定の様式による。
7. 日本地質学会小澤儀明賞・柵山雅則賞の選考対象および応募方法等は次のとおりとする。
 - 1) 対象：募集開始年の 9 月末日で博士号取得から 5 年以内の正会員。ただし、過去において本賞を受けていない者。
 - 2) 応募方法：正会員、名誉会員および専門部会による推薦。自薦も可とする。所定の様式による。
 - 3) 賞の名称は、受賞する研究のテーマによって各賞選考委員会が定める。
8. 日本地質学会論文賞の選考対象および応募方法は次のとおりとする。
 - 1) 対象：募集開始年 9 月までの過去 5 年間に地質学雑誌および Island Arc に発表された、会員が筆頭の論文。
 - 2) 応募方法：正会員および名誉会員、専門部会による推薦。800 字以内の推薦文を添付すること。
9. 日本地質学会小藤文次郎賞の選考対象および応募方法は次のとおりとする。
 - 1) 対象：募集開始年 9 月までの過去 5 年間に重要な発見または独創的な発想を含む論文を発表した会員。

- 2) 応募方法：正会員および名誉会員，専門部会による推薦．800字以内の推薦文を添付すること．
10. 日本地質学会地質学雑誌特別賞の選考対象および応募方法は次のとおりとする．
- 1) 対象：募集開始年9月までの過去5年間に地質学雑誌に発表された，会員が筆頭のレター，ノート，報告，講座．
- 2) 応募方法：正会員および名誉会員，専門部会による推薦．800字以内の推薦文を添付すること．
11. 日本地質学会研究奨励賞の選考対象および受賞資格，応募方法は次のとおりとする．
- 1) 対象：募集開始年9月までの過去3年間に地質学雑誌および Island Arc に発表された論文のうち，募集開始年9月末日で満32才未満の会員が筆頭の論文．
- 2) 受賞資格：筆頭著者および募集開始年9月末日で満32才未満の共著の会員．ただし，過去において本賞を受けていない者とする．
- 3) 応募方法：正会員および名誉会員，専門部会による推薦．800字以内の推薦文を添付すること．
12. 日本地質学会フィールドワーク賞の選考対象および受賞資格，応募方法は次のとおりとする．
- 1) 対象：募集開始年9月までの過去3年間に発表された，フィールドワークに重点を置いた論文．募集開始年9月末日で満32才未満の会員が筆頭のものに限る．
- 2) 受賞資格：筆頭著者および募集開始年9月末日で満32才未満の共著の会員．ただし，過去において本賞を受けていない者とする．
- 3) 応募方法：正会員および名誉会員，専門部会による推薦．800字以内の推薦文を添付すること．
13. 日本地質学会学生優秀発表賞の選考対象は次のとおりとする．
- 1) 各賞選考委員会を対象と定めた講演会における，学生会員が筆頭の発表．
14. 日本地質学会ジュニアセッション優秀賞・奨励賞の選考対象は次のとおりとする．
- 1) ジュニアセッションにおける高校生以下の生徒またはグループによる発表．
15. 日本地質学会表彰の選考対象および応募方法は次のとおりとする．
- 1) 対象：会員および非会員の個人，団体または機関．
- 2) 応募方法：正会員，名誉会員，支部または専門部会による推薦，所定の様式による．

(応募に関する告示)

16. 各賞の応募に関する告示は，応募締め切り期日の3カ月前までに News 誌，Web サイト等で行う．

(選考結果の記録と報告)

17. 各賞選考委員会は，選考過程と選考結果について文書で理事会に報告する．

(規則の変更)

18. 本規則の変更は理事会の議決による．

附 則

- ・ 本規則は、2009年9月3日から施行する。
- ・ 2011年4月2日 一部改正
- ・ 2012年4月7日 一部改正
- ・ 2013年5月18日 一部改正
- ・ この改正は、2021年7月1日から施行する。ただし、8. に定める日本地質学会小澤儀明賞・柵山雅則賞、および12. に定める日本地質学会研究奨励賞に関する規定は、2022年7月1日から施行する。施行前の選考は、なお従前の例による。
- ・ 2021年4月3日 一部改正
- ・ 2022年4月9日 一部改正
- ・ 2022年12月10日 一部改正
- ・ 2024年8月31日 一部改正